

若年運転者講習について

大型・中型・第二種免許等の特例取得免許を受け、若年運転者期間中に一定の基準に該当した場合（基準該当若年運転者）は、若年運転者講習を受講しなければなりません。

受講しなかった場合や受講後に再度基準に該当した場合は、当該特例取得免許が取り消されることとなります。

【特例免許の取得】

年齢や運転免許経歴が受験資格に至っていなくとも、19歳以上かつ普通免許を取得後1年以上経過し、自動車教習所での特例教習を受けているなど一定の基準を満たすことで、大型・中型・第二種免許を取得することができます。

【若年運転者期間】

特例免許取得後から21歳（中型免許の場合は20歳）になるまでの間

【基準該当若年運転者】

若年運転者期間中に、

- ・ 3点未満の違反を繰り返し、その合計点数が3点以上になった場合（ただし、一度の違反で3点となった場合は除く）
- ・ 一度の違反や事故で4点以上になった場合。

に、基準に該当することとなります。

※特例免許取得に係る自動車に限らず、いずれの自動車等の違反等も対象となります。

※1年間無事故・無違反の期間がある場合は、1年より前の違反は含まれません。

【若年運転者講習】

- 講習手数料 24,400円（通知手数料1,000円含む）
- 講習時間 9時間（2日間）
- 受講期間

基準に該当した場合、公安委員会から「若年運転者講習通知書」が配達証明郵便で郵送されます。受講期間は、通知書を受け取った翌日から1か月間になります。

ただし、広島県公安委員会は、「受講場所」及び「受講日時」を指定しての通知となります。

- 受講における注意事項

- ・ 講習では、路上での実車指導もあります。必ず運転免許証又はマイナ免許所を持参してください。また、運転に適した服装・靴で受講してください。
- ・ 運転免許証又はマイナ免許証のない場合は受講することができません。紛失等している場合は、あらかじめ再交付の手続きを行ってください。

- ・ 詳細は、通知書の裏面の受講案内をご覧ください。
- ・ 若年運転者講習を受講しても、講習の理由となった違反等の点数は継続して累積されます。累積点数が行政処分（停止処分等）の基準に達した場合は、処分を受けなければなりません。

○ 特例取得免許の取消処分

若年運転者講習を受講しなかった場合、又は若年運転者講習を受講後に再度基準に該当した場合は、当該特例取得免許が取り消されます。

※当該特例免許以外の併記免許については取り消されません。

※前期理由によって特例免許の取消処分を受けた場合は、本来の受験資格を満たす年齢（若年運転者期間が終了する年齢）に達するまでは、特例免許の取得は出来ません。